

ガソリン、灯油の取り扱いに注意しよう

これから冬場の乾燥した季節となり、ガソリンスタンドでは静電気による火災の発生が危惧されます。また、暖房機器の燃料として灯油を取り扱う機会も多くなるため、ガソリンや灯油の危険性を理解し、適切に取り扱しましょう。

◆ガソリンなどの危険物を取扱う際には静電気に注意しましょう

空気が乾燥する時期は、静電気が発生しやすくなります。液体の危険物の中でもガソリンのように揮発性の高いものは静電気の小さい火花でも引火してしまいます。ガソリンを取り扱う身近な危険物取扱施設はガソリンスタンドです。

◆セルフスタンドでの給油時の注意事項

- ・白線などで示された場所に停止し、エンジンは停止してください。
- ・自動車は、ガソリンを燃料とするものと、軽油を燃料とするものがあります。給油時は自動車に適した燃料であることを確認してください。
- ・静電気の火花が原因で、給油口から出てくるガソリン蒸気に引火する事故が発生する恐れがあります。給油キャップを開ける前に、素

手で静電気除去シートに触れてから給油をしましょう。

- ・給油キャップを置き忘れたまま走行すると、給油口から燃料やその蒸気が漏れる恐れがあり危険です。給油後は、給油キャップの置き忘れに注意しましょう。
- ・小さい子どもに給油をさせることは危険です。絶対にさせないでください。

◆ガソリンスタンドにおける、ガソリンを容器に詰め替えて購入される方に対して必要事項

<身分証の確認>

ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません。

<使用目的の確認>

セルフスタンドにおいても、ガソリンの容器への詰め替えはガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。



交通安全協会からのお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110

※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

秋の全国交通安全運動が行われました



9月21日～30日の期間、交通安全パレード、ドライバーサービス、各種キャンペーン等が行われました。運動に参加して頂いたボランティアの方や指導員の皆様、ご協力ありがとうございました。



ドライバーサービス
(ドライビン引地)



キラキラキャンペーン
(サンシャイン佐川)



自転車安全利用キャンペーン
(佐川中学校)



ストップマーク貼り付け
(越知分会)



交通安全高知県大会

- 全日本交通安全協会
交通安全賞「緑十字銅賞」表彰
優良運転者
宮崎 洋子（佐川町乙）
 - 高知県警察本部長
高知県交通安全協会連名表彰
優良運転者
植木 清野（佐川町乙）
- ※本年は新型コロナウイルス感染症防止のため、高知県大会は中止となりました。受賞者の方への記念品等は、県協会から後日郵送させていただきます。

『年間500円(×有効年)』で会員へ！
今月の「加盟店」ピックアップ紹介

都屋鮮魚店



～毎月5の付く日、コスモス
ポイント2倍サービス～

越知町越知甲 1489
電話 0889-26-0369

毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

今月のテーマ 地域の防災訓練やイベントに参加しよう

災害発生時、甚大な被害を防ぐには、地域の皆さんが協力して地域を守る「共助」が重要です。日頃から地域の防災訓練や自治会行事などに積極的に参加して、いざという時に備えるとともに、協力し合える地域のつながりを作りましょう。

<適切な避難行動をとりましょう！>

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害の恐れがある場合や危険な場所にいる人は、原則として避難してください。また、収容人数を減員している場合があり、最寄りの避難所で避難者の受け入れができない場合があります。そのため、安全な親戚・知人宅への避難についても、家族防災会議や防災まちづくりサロンなどを通じて、日頃から話し合っておきましょう。

☎ 総務課 危機管理対策室 電話 22-7700 / 防災行線無線確認ダイヤル 0120-331-259

広告

電化住宅をご検討の方へ

「でんかeプラン」

田舎の電気とインターネットを設置すると

10% 割引

毎月の電気料金を
IH割引 5% + エコキュート割引 5%

毎月の電気料金が
おトクになります！



「よんでんコンシェルジュ」に登録すると、
毎月の電気料金で「よんでんポイント」がたまる！

電化住宅以外にお住まいの方へ

「おトクeプラン」

への切り替えで3つのおトクをGET!!

おトクな料金プラン + ありがとう割引 + 料金連動ポイント

従量電灯Aに比べ割安な料金設定

YONDEN 四国電力株式会社

お問合せ：四国電力株式会社 須崎営業所 〒785-0021 須崎市池ノ内1315番8号 TEL0889-42-8917

地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560（佐川警察署 刑事生活安全課内）

身に覚えのない請求、架空請求詐欺に注意！

◆手口について

実際に利用していないのに、「サービスを提供した」と称して代金を請求し、お金をだましとる手口です。請求の各目は「有料サイト利用料金」「電子通信料」など様々なものがあり、請求手段は、メールやSMS、はがきなどです。「裁判所に訴訟が提出された」などと不安にさせて、相談のために連絡するよう誘導するケースもあります。

◆トラブルを防ぐポイント

- ①心当たりのない不要なメールやSMS、はがきが届いても反応しないでください。支払いなどはせず無視しましょう。
- ②メールアドレスや電話番号などの個人番号が知られてしまうので、決して連絡しないようにしましょう。
- ③実在する事業者名や弁護士名で請求がきた場合は、当該ホームページなどに、名称等を不正に利用した架空請求についての注意喚起がないか確認をしてください。
- ④架空請求かどうかの判断がつかない場合や、不安に思うことがあった場合には、最寄りの警察署または警察総合相談電話#9110へ相談しましょう。